

尼崎市犯罪被害者等支援条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市犯罪被害者等支援条例（平成27年尼崎市条例第7号。以下「条例」という。）第2条第3号及び第4号、第7条、第10条第1項、第11条第2号、第13条から第16条まで、第17条第1項並びに第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(犯罪行為)

第2条 条例第2条第3号の市長が別に定める罪は、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にある事に乗じて、性交等を行う罪その他の相手方の性的自由を害する罪（生命又は身体を害する罪に該当するものを除く。）をいう。

(性犯罪行為)

第3条 条例第2条第4号の市長が別に定める罪は、刑法（明治40年法律第45号）第179条第2項の罪及びその未遂罪、第177条の罪の未遂罪、第181条第2項の罪並びに第241条第1項及び第2項の罪をいう。

(見舞金の額)

第4条 条例第7条の市長が別に定める額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 400,000円
- (2) 重傷病見舞金 150,000円
- (3) 性犯罪被害見舞金 150,000円

2 性犯罪行為を受け、当該性犯罪行為により重傷病を負った者に対して支給する見舞金は、前項第2号の重傷病見舞金又は同項第3号の性犯罪被害見舞金のいずれかとする。この場合において、これらの見舞金の次条に基づく支給申請が重複したときは、いずれかの申請を却下するものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた特定犯罪被害者（特定犯罪被害者等のうち犯罪被

害を受けたものをいう。以下同じ。)が当該支給に係る犯罪行為が原因となり死亡した場合において、当該特定犯罪死亡者の第1順位遺族に支給するときの遺族見舞金の額は、250,000円とする。

(見舞金の支給申請等)

第5条 条例第10条第1項の規定による申請は、見舞金支給申請書兼請求書に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 市長は、条例第10条第1項の規定による申請があったときは、予算の範囲内において、当該申請に係る見舞金の支給の可否を決定し、その旨を見舞金支給決定通知書により当該申請を行った者(以下「見舞金申請者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により見舞金を支給する決定を行ったときは、速やかに見舞金申請者に見舞金を支払うものとする。

(見舞金の支給制限)

第6条 条例第11条第2号の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為に係る加害者と当該犯罪行為に係る特定犯罪被害者又はその第1順位遺族(当該第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者(以下この条において同じ。))との間に次のいずれかに掲げる関係があった場合

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含み、当該犯罪行為が行われた時に当該加害者に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項から第4項まで若しくは第10条の2の規定による命令が発せられていた場合、特定犯罪被害者が18歳未満のものを監護していた場合又はこれに準ずる事情があった場合を除く。)

イ 直系血族(親子にあつては、縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 兄弟姉妹(当該加害者と当該特定犯罪被害者又はその第1順位遺族が同居していた場合に限る。)

- (2) 犯罪被害に関して、当該犯罪被害に係る特定犯罪被害者又はその第1順位遺族が次のいずれかに掲げる行為を行っていた場合
- ア 当該犯罪被害に係る犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱その他の行為で当該犯罪被害に係る犯罪行為を誘発するもの
 - ウ 当該犯罪被害に係る犯罪行為に関する著しく不正な行為

- (3) 犯罪被害に関して、当該犯罪被害に係る特定犯罪被害者又はその第1順位遺族が次のいずれかに該当する場合

ア 当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること（条例第10条第1項の規定により見舞金の支給を申請した時において当該組織に属していた者以外の者にあつては、当該組織に属していたことと当該犯罪被害に係る犯罪行為の発生に関連がないと認められる場合を除く。）

ウ 当該犯罪被害に係る犯罪行為に対する報復として、当該犯罪行為に係る加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき市長が認める場合

2 犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により特定犯罪被害者の生命若しくは身体に重大な危険が生じていた場合又はこれに準ずる事情があつたと市長が認める場合は、前項第1号の規定は、通用しない。

(1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待

(2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号並びに第5項第1号（同号ホに係る部分に限

る。)及び第2号(同項第1号ホに係る部分に限る。)に掲げる行為を除く。)

- (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為並びに同条第7項(同項第5号に係る部分に限る。))及び第8項(同項第5号に係る部分に限る。)に規定する行為を除く。)

(家事に関する支援)

第7条 条例第13条の市長が別に定める要件(家事に関する支援に係るものに限る。)は、受給資格者が次の各号に掲げるいずれかの家事援助に係るサービス(市長が認めるものに限る。)の費用を負担していることをいう。

- (1) 調理、洗濯又は掃除等の家事援助(サービスを提供する事業者が家事援助を行う者を派遣することにより、受給資格者の自宅において実施されるものに限る。)
- (2) 生活必需品の買い物の家事援助
- (3) 通院等外出時の援助
- (4) その他市長が必要と認める日常生活の支援に資する家事援助

2 条例第13条の規定による家事に関する支援は、受給資格者が前項に規定する費用を負担した場合に、次に掲げる範囲内で当該費用を助成することにより行う。

- (1) 助成額の上限は50,000円とする。
- (2) 犯罪被害が生じた日から起算して1年6月以内に行われた家事援助に係るサービスにより発生した費用で、かつ、受給資格者が事業者を支払っているもの。

(育児に関する支援)

第8条 条例第13条の市長が別に定める要件(育児に関する支援に係るものに限る。)は、受給資格者が次の各号に掲げるいずれかの育児援助に係るサービス(市長が認めるものに限る。)の費用を負担していることをいう。

- (1) 一時預かり保育（就学前の子どもを対象とするものに限る。次号から第6号までにおいて同じ。）
- (2) 育児支援ヘルパー
- (3) ファミリーサポート
- (4) ベビーシッター利用
- (5) 子どもショートステイ
- (6) その他市長が必要と認める育児援助

2 条例第13条の規定による育児に関する支援は、受給資格者が前項に規定する費用を負担した場合に、次に掲げる範囲内で当該費用を助成することにより行う。

- (1) 助成額の上限は120,000円とする。
- (2) 犯罪被害が生じた日から起算して1年6月以内に行われた育児援助に係るサービスにより発生した費用で、かつ、受給資格者が事業者を支払っているもの。

（居住安定に関する支援）

第9条 条例第14条の市長が別に定める要件は、受給資格者が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしていることをいう。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となったこと。
- (2) 犯罪行為により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することができなくなったこと。
- (3) 二次的被害により転居が必要となったこと。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったと市長が認める場合

2 条例第14条の規定による居住安定に関する支援（転居後の住居に係る家賃の助成に限る。）は、犯罪被害が発生した日以後、受給資格者が前項に規定する事由に基づき新たに賃貸住宅に入居する場合に、次の各号に掲げる範囲内で当該賃貸住宅の家賃を助成することにより行う。

- (1) 家賃の助成は、一つの犯罪行為につき転居回数に関わらず行うものとする。

- (2) 特定犯罪被害者がその家賃の助成に係る犯罪行為と同一の犯罪行為により死亡した場合にあっては、現にその特定犯罪死亡者と第1順位遺族が同居していた住居で、当該特定犯罪被害者の死亡後引き続き当該特定第1順位遺族が居住していたものに限り助成を行うものとする。
 - (3) 家賃を助成する期間は、犯罪被害が発生した日以後、最初に転居した場合におけるその転居後の住居に入居した日の属する月の翌月（当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月）から起算して6月を経過する月分までの間とする。ただし、犯罪被害が発生した日から起算して3年以内に発生したものを対象とする。
 - (4) 家賃の助成額は、1月につき対象住居に係る1月分の家賃の月額に2分の1を乗じて得た額（その額が35,000円超えるときは、35,000円とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 3 条例第14条の規定による居住安定に関する支援（転居に要する費用の助成に限る。）は、犯罪被害が発生した日以後、受給資格者が第1項に規定する事由に基づき転居する場合に、次に掲げる範囲内での転居に要する費用を助成することにより行う。
- (1) 転居に要する費用は、次に掲げる費用で、特定犯罪被害者等が事業者を支払っているものを助成の対象とする。
 - ア 家具等の運搬費用
 - イ 新たな賃貸住宅に入居することにより必要となる敷金及び礼金
 - ウ その他市長が必要と認める費用
 - (2) 転居に要する費用の助成は、一つの犯罪行為につき2回を限度に行うものとする。
 - (3) 転居に要する費用は、犯罪被害が発生した日から起算して3年以内に発生したものを対象とする。
 - (4) 転居に要する費用の助成額の上限は、180,000円とする。

(行政手続等に関する支援)

第10条 条例第15条の市長が別に定める要件は、受給資格者が次の各号に掲げるいずれかの行政手続等(市長が認めるものに限る。)に要する弁護士等への委任費用を負担していることをいう。

- (1) 当該犯罪被害に起因して手続を行う必要が生じた行政手続
- (2) 犯罪被害者等見舞金申請手続
- (3) 特定犯罪死亡者に関する相続手続
- (4) その他市長が必要と認める行政手続等

2 条例第15条の規定による行政手続等に関する支援は、受給資格者が所定の資格を有する弁護士等に委任して前項に規定する行政手続等を行う場合に、次に掲げる範囲内で当該委任に要する費用を助成することにより行う。

- (1) 助成額の上限は50,000円とする。
- (2) 犯罪被害が生じた日から起算して1年6月以内に発生した費用で、かつ、受給資格者が弁護士等に支払っているもの。

(遺体の搬送に関する支援)

第11条 条例第16条の市長が別に定める要件は、受給資格者が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 特定犯罪被害者の遺体が解剖した場所又は警察署等で保管されていること。
- (2) 受給資格者が特定犯罪死亡者の遺体を解剖した場所又は遺体を保管している警察署等から当該遺体の搬送を希望していること。

2 条例第16条の規定による遺体の搬送に関する支援は、受給資格者が特定犯罪死亡者の遺体を解剖した場所又は遺体を保管している警察署等から当該遺体を遺族が希望する場所まで搬送するために要する費用を負担した場合に、次に掲げる範囲内で当該費用を助成することにより行う。

- (1) 助成額の上限は50,000円とする。
- (2) 犯罪被害が生じた日から起算して1年以内に発生した費用で、かつ、受給資格者が事業者を支払っているもの。

(助成等支援の申請)

第12条 条例第17条の規定による助成等支援を受けようとする受給資格者は、助成等支援申請書にそれぞれ市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成等支援の実施等の決定)

第13条 市長は、条例第17条の規定による申請があった場合は、予算の範囲内において、当該申請に係る助成等支援の実施又は不実施を決定し、その旨を助成等支援決定通知書により当該申請を行った受給資格者(以下「助成等支援申請者」という。)に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条に規定する助成等支援の実施の決定を受けた助成等支援申請者は、条例第13条から第16条までに規定するそれぞれの助成等支援に係る費用を負担したときは、速やかに助成金請求書を市長に提出して、助成金を請求するものとする。

2 前項の助成金請求書には、条例第13条から第16条までに規定するそれぞれの助成等支援の支払を証する領収書その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(助成金額の確定等)

第15条 市長は、前条に規定する助成金の請求があったときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書により助成等支援申請者へ通知するものとする。

(見舞金の支給及び助成等支援の決定の取消し)

第16条 市長は、第5条第2項の規定による見舞金の支給の決定又は第13条の規定による助成等支援の実施の決定を受けた者が、その資格がないと判明したとき又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定又は助成等支援の実施の決定を取消した場合は、その旨を見舞金支給決定取消通知書兼返還請求書又は助成等支援実施決定取消通知書兼返還請求書により当該決定を受けた者に通知するものとする。

(見舞金及び助成金の返還)

第17条 前条の規定により見舞金の支給の決定を取り消した場合において、既に見舞金の支給が実施されているときは、市長は、条例第12条の規定により全部又は一部の支払を請求するものとする。

2 前条の規定により助成等支援の実施の決定を取り消した場合において、既に助成等支援が実施されているときは、市長は、条例第18条の規定により助成等支援を中止し、又は助成した費用の全部若しくは一部を返還させ、若しくは当該助成等支援(費用の助成を除く。)に要した費用の全部若しくは一部の支払を請求するものとする。

(関係機関への照会)

第18条 市は、必要があると認めるときは、申請者等が特定犯罪被害者等であること、支援要件の充足の有無等を確認するため、受給者の同意を得た上で、警察署、保健所、医療機関等の関係機関へ照会を行うことができる。

(施行の細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。